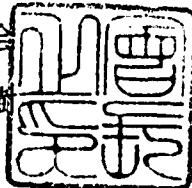


平成27年7月31日

綾瀬市長 笠間 城治郎 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



綾瀬市公用車両ドライブレコーダーの運用事務に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略並びに目的外の利用又は提供及び本人通知の省略について（答申）

平成27年7月8日付で、諮問のあった件について、次のとおり答申します。

1 本人以外からの収集及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適當なものと認めます。

(2) 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならないが、同条第3項第5号にその例外として本人以外から収集することが認められることを定める規定があり、本件について、本人以外から収集が認められるか否かを確認するため、また、同条第4項ただし書の規定により、本人以外からの収集を行った際の本人への通知が必要か否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

公用車を運転する市職員の交通安全意識の高揚を目的とし、公用車にドライブレコーダーを設置します。ドライブレコーダーによる撮影は、公用車運転中に車両前方のあらゆる景色を自動的に録画するものであり、その性質上、画像情報を本人から収集することは困難であることから、本人以外から個人情報を収集する必要があります。また、撮影される者は大量となり、個別の連絡先を把握するこ

とは困難であり、かつ、撮影について本人が通知を受けても選択する余地がない状況であり、類型答申3に該当するため、本人への通知も省略したいと考えます。

(4) 審査会の判断

本事務は、実施機関が主張するとおり、公用車の運転者の交通安全意識の高揚を図り、事故の防止に資するものであり、正当な目的のためのものであることが認められます。

個人情報は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項に規定するように、本人から収集すべきものですが、本件における個人情報は、実施機関が主張するように、その性質上撮影される者本人から収集することは困難です。また、その取扱いについても、撮影した画像データは短期間で上書きされ更新されること、データの利用や取扱方法を限定していること、データの解析を行う者の数を最小限にしていること等の配慮をしており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することを認めます。

また、撮影される者が大量であり、かつ撮影されることについて通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも認めます。

以上のことから、審査会として(1)の結論に至りました。

2 目的外の利用又は提供及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号及び同条第3項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

(2) 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供できませんが、同条第1項第5号にその例外として、目的外の利用又は提供が認められる場合を定める規定があり、本件について、目的外の利用又は提供が認められるか否か、また、同条第3項ただし書の規定により、目的外の利用又は提供を

行った際の本人への通知が必要か否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（目的外の利用又は提供をする理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

ドライブレコーダーの画像データは、公用車を運転する市職員の交通安全意識の高揚を目的として収集され、そのための交通事故の確認、分析及び原因究明にのみ利用されるのですが、公用車による自損、対物及び対人事故並びに公用車の目前での犯罪行為が生じた場合で、保険会社や捜査機関からデータの提供を求められた際には、迅速な対応や適切な捜査協力をするために、これを提供することが必要となります。

また、撮影される者は大量となり、個別の連絡先を把握することは困難であり、かつ、提供について通知を受けても選択する余地がない状況であり、類型答申3に該当するため、本人への通知も省略したいと考えます。

(4) 審査会の判断

個人情報は、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項に規定するように、取扱目的を超えて外部に提供してはならないが、本件における個人情報は、実施機関が主張するように、交通事故や犯罪発生時に特定の者に提供することにより、迅速かつ適切な処理がなされ、事務の効率化の促進や治安の向上が期待できます。

提供にあたっては、提供が可能となる場合が極めて限定されること、提供を行った際の記録が適切に保存されること、提供先に対し適切なデータの取扱いを求めるなど配慮をしており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報の提供を行うことを認めます。

また、撮影される者が大量であり、かつ提供について通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも認めます。

以上のことから、審査会として(1)の結論に至りました。